

平成 2 0 年度

石川県公営企業会計決算審査意見書

石 川 県 監 査 委 員

石監査第303号
平成21年9月1日

石川県知事 谷本 正憲 様

石川県監査委員 下 沢 佳 充
同 若 林 昭 夫
同 東 方 俊一郎
同 喜 田 羊支子

平成20年度石川県公営企業会計の決算審査について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成20年度石川県公営企業会計決算について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

記

石川県立中央病院事業会計

石川県立高松病院事業会計

石川県港湾土地造成事業会計

石 川 県 電 気 事 業 会 計

石川県水道用水供給事業会計

目 次

平成20年度石川県公営企業会計決算審査意見書

第1	審査の概要	1
第2	審査の結果及び意見	2
	Ⅰ 石川県立中央病院事業会計	2
	Ⅱ 石川県立高松病院事業会計	3
	Ⅲ 石川県港湾土地造成事業会計	4
	Ⅳ 石川県電気事業会計	5
	Ⅴ 石川県水道用水供給事業会計	6
第3	決算の概要	7
	Ⅰ 石川県立中央病院事業会計	7
	別表	13
	Ⅱ 石川県立高松病院事業会計	25
	別表	31
	Ⅲ 石川県港湾土地造成事業会計	43
	別表	47
	Ⅳ 石川県電気事業会計	55
	別表	61
	Ⅴ 石川県水道用水供給事業会計	79
	別表	85

平成20年度石川県公営企業会計
決算審査意見書

第1 審査の概要

I 審査の対象

- 平成20年度 石川県立中央病院事業会計
- 平成20年度 石川県立高松病院事業会計
- 平成20年度 石川県港湾土地造成事業会計
- 平成20年度 石川県電気事業会計
- 平成20年度 石川県水道用水供給事業会計

II 審査の期間

平成21年6月4日から平成21年9月1日まで

III 審査対象事業所

石川県立中央病院、石川県立高松病院、石川県土木部港湾課、石川県企業局

IV 審査の手続

決算の審査に当たっては、知事から提出された決算書類が、それぞれの事業の経営成績と財政状態を適正に示しているかどうかを検証するため、決算書類及び会計帳票並びに証書類を対比照合し、また、出納取扱機関からの証明を求め、さらに関係職員からの説明を受けるとともに、定期監査及び例月出納検査の結果も参考とした。

次いで、各事業の経営内容と財政状態を把握するため、決算書類の計数の分析を行い、経済性の発揮や公共の福祉の増進を主眼として審査した。

第2 審査の結果及び意見

審査に付された各事業会計の決算書と会計帳票証書類について、精細に検討を加えた結果、決算書類の計数はいずれも正確で、各事業の経営成績と財政状態を適正に表示しており、また、事業の経営についても公営企業の基本原則に沿って、おおむね適正に行われているものと認める。

なお、各事業会計の審査の意見は次のとおりである。

I 石川県立中央病院事業会計

平成20年度においては、医療設備関係では心臓血管造影装置、生化学検査装置等を更新するなど引き続き設備の充実に努めているほか、建物整備では分電盤、空調機、エレベーターの改修などを実施している。

また、診療面では、一般の医療機関では対応が困難な高度医療を担い、県内全域を医療圏とする中核病院としての役割を果たすとともに他の医療機関との連携を積極的に推進している。

総収益は、137億5,229万円で、前年度に比べ5億2,074万円(3.9%)増加している。

これは、入院・外来患者数が共に前年度を下回ったものの、入院時医学管理加算の適用や、診療報酬の改定による入院基本料金の増額、前年度途中に導入したPET-CTの通年稼働による検査件数増等により収益が増加したものである。

総費用は、130億810万円で、前年度に比べ3億5,042万円(2.8%)増加している。

これは、手術処置及び検査件数の増等に伴う診療材料費、薬品費の増加等によるものである。

この結果、総収益から総費用を差し引いた純利益は、前年度を1億7,032万円上回る7億4,419万円(前年度5億7,387万円)となり、当年度末の累積欠損金は、68億1,358万円(前年度75億5,778万円)となっている。

以上のとおり、平成20年度の決算については純利益を計上したものの、今後も、医療機器については計画的に更新を図っていく必要があること、病棟等については、最も古いものは築33年を経過しており、患者サービス向上のための施設設備の改良や経年劣化に対応する維持修繕の実施が必要であることなど、収益を圧迫する諸経費が見込まれる。

また、本県の中核的医療機関として、一般の医療機関では対応が困難な救命救急医療、循環器医療、小児・未熟児医療及びがん医療等の診療体制を維持・充実していくことが求められているが、そのためには、引き続き、一般会計からの多額の財政支援が必要である。

このため、平成21年3月に策定した「県立病院改革プラン」に基づき、コスト意識を持った経営管理の下、職員の意識改革や医療サービスの質の向上と収益改善に努めることにより、経営の効率化・安定化を図りたい。

なお、個人負担分の医業未収金については、滞納者の自宅訪問による回収や簡易裁判所を通じた支払い督促を行っているほか、会計窓口を24時間体制で開設して発生の防止に努めているところであるが、今後とも適切で効果的な方法を検討し、早期回収に努められたい。

II 石川県立高松病院事業会計

平成20年度においては、患者数が減少したものの、本県における精神科医療の基幹病院として、他の医療機関との連携を図りながら、一般の精神科医療機関で対応困難な重症患者を24時間体制で受け入れるとともに、退院後のケアなどについても積極的に推進している。

総収益は、30億8,804万円で、前年度に比べ 5,039万円（1.7%）増加している。

これは、救急入院患者に対して質の高い医療を集中的に行ったことで、より早期の退院が図られ、平成20年度に改定された高い診療報酬が適用された結果等により、入院収益が増となり総収益が増したものである。

総費用は、29億5,243万円で、前年度に比べ 244万円（0.1%）増加している。

これは、借入金に係る支払利息が圧縮された一方、診療報酬の収益増に伴い材料費や燃料費等が増加したことによるものである。

この結果、総収益から総費用を差し引いた純利益は、前年度を 4,794万円上回る1億3,561万円（前年度 8,767万円）となり、当年度末の累積欠損金は、13億6,384万円（前年度 14億9,945万円）となっている。

本事業会計は、これまで高金利企業債の借換えによる金利負担の軽減や集中治療による患者の早期社会復帰を進めたことなどにより、平成20年度を含め、ここ数年堅調に推移している。

しかし、これまで実施してきた施設整備に係る企業債の償還や減価償却費の増加等の圧迫要因が見込まれるなど、厳しい環境が続くものと予想され、また、一般会計から多額の財政支援を受けていることから、経営面においては、平成21年3月に策定した「県立病院改革プラン」に基づき、引き続き業務の効率化などに努めたい。

また、本県の精神科医療の基幹病院として高度化・専門化を図るとともに、救急医療体制の充実と地域連携の強化や医療サービスの向上により一層努められたい。

なお、個人負担分の医業未収金については、滞納者の自宅訪問や簡易裁判所を通じた支払い督促に加え、入院費の口座振替制度を設けるなど未収金の回収に努め、一定の成果をあげているところであるが、引き続き、適切で効果的な方法による早期回収に努められたい。

Ⅲ 石川県港湾土地造成事業会計

平成20年度においては、金沢港の大浜用地 33,188㎡を埠頭用地として石川県港湾整備特別会計に売却するとともに、大浜用地及び粟崎地区工業用地で道路工事や舗装工事などの土地造成事業を行っている。

総収益は、4億7,960万円で、金沢港の大浜用地の売却により、前年度に比べ 7,684万円（19.1%）増加している。

総費用は、4億6,386万円で、土地売却による原価振替により、前年度に比べ 1億5,121万円（48.4%）増加している。

この結果、総収益から総費用を差し引いた純利益は、1,574万円（前年度 9,011万円）となっている。

造成土地の未処分状況は、売却のあった金沢港大浜用地では、87,378.60㎡（未処分率8.7%）が未処分となっている。また、金沢港粟崎地区工業用地では、1,677.34㎡（同 15.5%）、七尾港大田工業用地では、25,170.68㎡（同 57.6%）、同じく湊町都市

再開発用地では、10,975.88㎡（同 70.1%）といずれも前年度末と同様の未処分面積であり、この結果、本事業会計全体の未処分用地は、125,202.50㎡（同 11.6%）となっている。

これらのうち、公共用地としての利用が予定されているもの以外については、企業用地として売却の促進を図る必要があり、今後、庁内部局はもとより、関係機関との連携を一層密にし、港湾関連企業等の積極的な誘致等に努められたい。

なお、土地売却に伴う多額の資金を保有しているが、その資金の活用方策等を検討するとともに、本事業会計のあり方についても検討されたい。

IV 石川県電気事業会計

平成20年度の水力発電の販売実績電力量は、1億5,944万kWhで前年度に比べ、1,451万kWh（10.0%）増加している。

これは、平成21年2月～3月の気温が高かったことから、融雪水が平年よりも早く河川へ流入したことによるものである。

一方、風力発電の販売実績電力量は、352万kWhで、前年度に比べ 118万kWh（25.2%）減少している。

これは、輪島風力発電所において、年間平均風速が前年度を下回ったこと、さらには秋冬期に故障が発生したことによるものである。

総収益は、12億1,360万円で、水力発電の販売実績電力量が増加したものの、売電料金単価の減額改定により、前年度に比べ 2,358万円（1.9%）減少している。

総費用は、10億8,414万円で、減価償却費の減等により、前年度に比べ 1億1,436万円（9.5%）減少している。

この結果、総収益から総費用を差し引いた純利益は、前年度を 9,078万円上回る1億2,946万円（前年度 3,868万円）となっている。

電気事業については、県内の電力不足が解消され、行政目的が達成されたことや、電力自由化の流れの中で、県営で実施する意義が薄れたことなどから、石川県行財政改革大綱2007において民間へ譲渡することとされ、平成21年1月に北陸電力株式会社が譲渡候補者として決定しているところである。

今後、譲渡候補者との間で譲渡手続きなどが進められることとなるが、事業譲渡までの間においても、引き続き、安定した電力供給を図るため、効率的な発電事業の維持運営に努められたい。

V 石川県水道用水供給事業会計

平成20年度の給水量は、内灘町で前年度をやや下回ったため、全体では6,279万4,462³で、前年度に比べ22万4,774³（0.4%）減少したものの、計画給水量に対する達成率は、100.8%となっている。

総収益は、75億3,571万円で、他会計補助金の減少等により、前年度に比べ8,895万円（1.2%）減少している。

総費用は、75億4,794万円で、高金利企業債の借換えに伴う企業債支払利息の減少等により、前年度に比べ1億4,306万円（1.9%）減少している。

この結果、総収益から総費用を差し引いた1,223万円（前年度6,635万円）が純損失となり、当年度末の累積欠損金は、36億7,027万円（前年度36億5,804万円）となっている。

本事業会計は、累積欠損金を抱えているものの、減価償却費の減少や高金利企業債の借換えに伴う企業債支払利息の減少により収支が改善し、今後は利益が見込まれる。

しかしながら、送水管の敷設以来約30年が経過し、その老朽化による漏水事故が前年度に引き続き発生していることから、施設の経年劣化への対応が課題となっている。

また、能登半島地震の経験も踏まえた耐震化の検討も必要である。

これらの課題に具体に対応するとなれば、大きな投資になることも考えられるので、本事業会計の運営には、長期的な見通しを立てながら、かつ受水市町との緊密な調整のもとで進める必要がある。

そして、当面の事業の運営に当たっては、一般会計から多額の財政支援が行われていることも踏まえ、諸経費の節減を図りながら、健全経営の確保に努めるとともに、県民の日々の生活を支える水道用水については、安定的な供給が最大の使命であるので、送水施設の維持管理に万全を図るよう努められたい。